

# 地域おこし協力隊について①

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	<b>6,447人</b>
インターン参加者数													106人 (16人)	<b>421人 (82人)</b>
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	<b>6,813人</b>
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	<b>1,118団体 【2団体】</b>

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

※ ( ) 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

## 参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、**およそ65%が**  
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

○ **総務省の支援**：・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・ **令和5年度予算 2.1億円**

- ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

## 地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果  
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見



### 地 域

- 斬新な視点  
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が  
地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

# 地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

## ◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置



### 【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：**300万円／1団体を上限**
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／1団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／1団体を上限(※1)、1.2万円／1人・1日を上限(※2)  
(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

「特別交付税」は、受入自治体における取組実績を事後的に調査の上、実績に応じて総務省から自治体に対して交付されるものです。総務省から隊員の方に直接交付されるものではありません。

### 【隊員の活動期間中】

- ④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：**480万円／隊員1人を上限**
  - ・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）
  - ・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象として、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置。

- ⑤ **地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／1団体を上限**

### 【隊員の任期終了後】

- ⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：**100万円/隊員1人を上限**
  - ・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：**措置率0.5**

## ◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

- ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等
- ② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備